

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年9月2日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

京田辺市宮津宮ノ下における車両損傷事故に係る損害賠償の額の決定

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月23日

京田辺市長 上 村 崇

記

市は、令和8年5月20日に発生した京田辺市宮津宮ノ下における車両損傷事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

134,882円

2 損害賠償の相手方

市外在住者

3 事故の概要

令和8年5月20日午前8時50分頃、京田辺市宮津宮ノ下の京田辺市立三山木小学校の駐車場において、公用車を駐車しようとして後進させたところ、駐車されていた相手方の車両に接触して損傷させたもの。